

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： 別紙のとおり  
法人番号： 別紙のとおり  
住 所： 別紙のとおり
2. 指名停止措置期間： 別紙のとおり
3. 指名停止措置の範囲： 別紙のとおり
4. 事実概要：

当該業者らは、令和5年2月10日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止45日間)を受けた。

また同日、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、水道機工株式会社については関東地方整備局長より監督処分(営業停止22日間)、株式会社水機テクノスについては関東地方整備局長より監督処分(営業停止15日間)を受けた。

さらに同日、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、両業者、関東地方整備局長より監督処分(指示)を受けた。

5. 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である水道機工株式会社及び株式会社水機テクノスの上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～12 略	略
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
14～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)

## 別 紙

指 名 停 止 業 者			指名停止の期間	指名停止の措置対象区域
番号	商号又は名称	住 所		
1	水道機工株式会社 法人番号5010901005975	東京都世田谷区桜丘5丁目48番 16号	自 令和5年 4月21日 (6ヵ月) 至 令和5年10月20日	本院及び関東・九州地方 測量部管内
			自 令和5年 4月21日 (4ヵ月) 至 令和5年 8月20日	北海道・東北・中部・近 畿・中国・四国地方測量 部管内
			自 令和5年 4月21日 (3ヵ月) 至 令和5年 7月20日	北陸地方測量部及び沖縄 支所管内
2	株式会社水機テクノス 法人番号6010901011626	東京都世田谷区桜丘5丁目48番 16号	自 令和5年 4月21日 (4ヵ月+6 週) 至 令和5年10月 1日	中部地方測量部管内
			自 令和5年 4月21日 (4ヵ月) 至 令和5年 8月20日	本院及び東北・関東・中 国地方測量部管内
			自 令和5年 4月21日 (3ヵ月) 至 令和5年 7月20日	北海道・北陸・近畿・四 国・九州地方測量部及び 沖縄支所管内